

農業者戸別所得補償制度の概要

「食」と「地域」の再生に向けて

目的

販売価格が生産費を恒常的に下回っている作物を対象に、その差額を交付することにより、農業経営の安定と国内生産力の確保を図り、**食料自給率の向上と農業の多面的機能を維持**します

対象作物

米、麦、大豆、てん菜、でん粉原料用ばれいしょ、そば、なたね
水田については、水田活用の所得補償交付金として、これに加えて、飼料作物、米粉用・飼料用米、WCS稲、加工用米、地域特産物も対象

交付対象者

対象作物の生産数量目標に従って販売目的で生産（耕作）する**販売農家・集落営農**

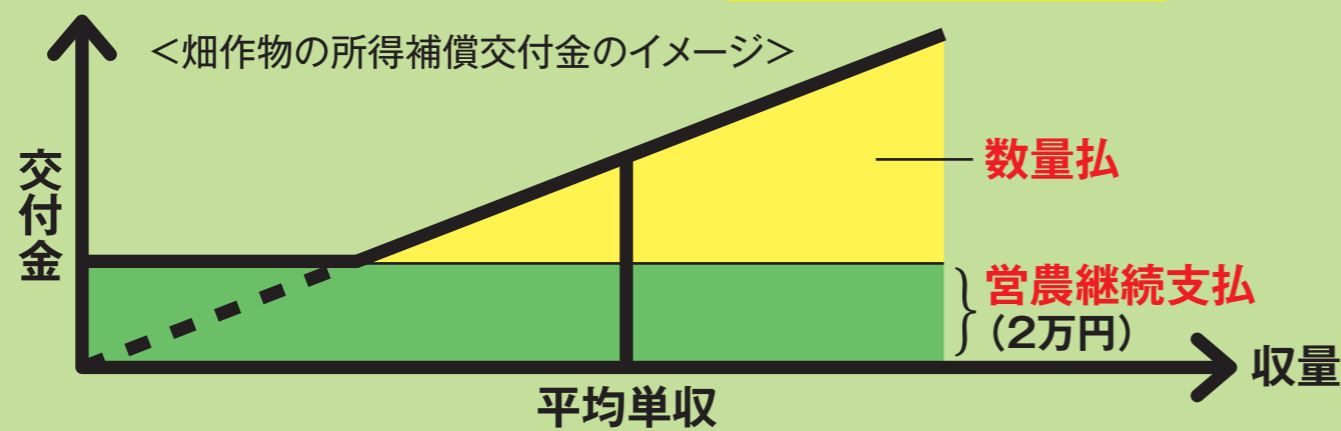
畑作物の所得補償交付金

【数量払】		【水田・畑地共通】	
対象作物	平均交付単価	対象作物	平均交付単価
小麦	6,360円/60kg	てん菜	6,410円/トン
二条大麦	5,330円/50kg	でん粉原料用ばれいしょ	11,600円/トン
六条大麦	5,510円/50kg	そば	15,200円/45kg
はだか麦	7,620円/60kg	なたね	8,470円/60kg
大豆	11,310円/60kg		

注1:小麦については、パン・中華めん用品種を作付けた場合は、数量払に2,550円/60kgを加算
注2:交付単価の10a当たりの面積換算値では、現行の品目横断対策に比べて、小麦は約3千円、大豆は約1万円の増額
注3:実際の支払いは品質区分に応じた単価で行われます。

【面積払（営農継続支払）】

前年産の生産面積に基づき交付 **2.0万円/10a**



水田活用の所得補償交付金

【戦略作物助成】		【水田の活用による自給率向上】
対象作物	交付単価	
麦、大豆、飼料作物	3.5万円/10a	
米粉用米、飼料用米、WCS用稲	8.0万円/10a	
そば、なたね、加工用米	2.0万円/10a	

【二毛作助成】 1.5万円/10a
【耕畜連携助成】 1.3万円/10a
【産地資金】 地域の実情に即して、麦・大豆等の戦略作物の生産性向上、地域振興作物や備蓄米の生産の取組等を支援

米に対する助成

【生産数量目標を守った農業者が対象】

【米の所得補償交付金】

1.5万円/10a

【米価変動補てん交付金】

当年産の販売価格が標準的な販売価格を下回った場合、その差額を補てん

加算措置等

品質加算

畑作物について数量払の交付単価を**品質に応じて増減**

規模拡大加算

規模の大小にかかわらず農地利用集積円滑化事業により、面的集積（連坦化）した場合、**利用権設定した面積に2万円/10a**を交付

再生利用加算

畑の耕作放棄地を解消し、麦、大豆、そば、なたねを作付けた場合に、**一定額（2～3万円/10a）を最長5年間**交付

緑肥輪作加算

畑地に地力の維持・向上につながる作物を栽培してすき込む場合（**休閑緑肥**）に、**1万円/10a**を交付

集落営農の法人化支援

集落営農が法人化した場合に、**40万円を定額**で交付

推進事業等

生産数量目標の設定や作付確認等を行う都道府県、市町村等に対して必要な経費を助成

「農業者戸別所得補償制度」に関するお問い合わせ、ご相談は

お気軽に、無料電話相談

フリーダイヤル

0120-38-3786

受付時間:平日9:00～17:00 自動的にお住まいの農政局・農政事務所に繋がります。

サア

ミナハイロー

農林水産省ホームページ <http://www.maff.go.jp/>

ご注意:携帯電話、PHS、公衆電話及びIP電話など一部の電話ではご利用いただくことができません。また、非通知設定のお電話からはお繋ぎできませんので、お手数ですが番号の前に186を押してお掛けください。左記以外にも、最寄りの農政局・農政事務所・農業再生協議会(市町村・JA等)までお気軽にご連絡下さい。

農林水産省